

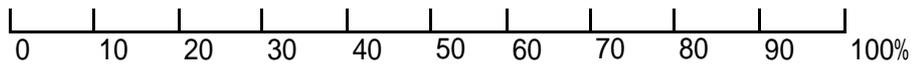
統計資料（一覧）

- 【 3 - 1 】 検察庁の終局処分別内訳
- 【 3 - 2 】 手続別起訴人員
- 【 3 - 3 】 公判請求人員の主要罪名別内訳
- 【 3 - 4 】 刑事訴訟事件の処理状況（全裁判所）
- 【 3 - 5 】 通常第一審事件の処理状況（地裁）
- 【 3 - 6 】 通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔（地裁）
- 【 3 - 7 】 通常第一審における終局人員の合議・単独別平均審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔（地裁）
- 【 3 - 8 】 通常第一審における終局人員の主要罪名別平均審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔（地裁）
- 【 3 - 9 】 通常第一審における自白事件及び否認事件の割合（地裁）
- 【 3 - 10 】 通常第一審における自白と否認の別にみた終局人員 1 人当たりの平均審理期間（地裁）
- 【 3 - 11 】 通常第一審における自白と否認の別にみた平均開廷回数（地裁）
- 【 3 - 12 】 通常第一審における自白と否認の別にみた終局人員 1 人当たりの平均取調証人数
- 【 3 - 13 】 通常第一審における自白と否認の別にみた終局人員 1 人当たりの審理段階別平均審理期間及び平均開廷間隔（地裁）
- 【 3 - 14 】 通常第一審における終局人員の終局区分（地・簡裁総数）
- 【 3 - 15 】 検察審査会の事件の処理状況
- 【 3 - 16 】 審査事件の刑法犯主要罪名別受理人員
- 【 3 - 17 】 原不起訴裁定理由別にみた検察審査会の議決結果
- 【 3 - 18 】 原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置
- 【 3 - 19 】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の係属期間別分布状況
- 【 3 - 20 】 事案複雑等を事由として審理期間が 3 年を超えた終局事件の審理段階別所要期間（地裁）
- 【 3 - 21 】 事案複雑等を事由として審理期間が 3 年を超える長期係属事件の罪名別係属年数（地裁）
- 【 3 - 22 】 事案複雑等を事由として審理期間が 3 年を超えた終局事件の係属年数別平均開廷回数（地裁）
- 【 3 - 23 】 事案複雑等を事由として審理期間が 3 年を超える長期係属事件の 1 月当たりの平均開廷回数（地裁）
- 【 3 - 24 】 諸外国の刑事第一審事件における平均審理期間の比較

【 3 - 1 】 から【 3 - 1 8 】 は，「平成 1 2 年における刑事事件の概況（上）」（法曹時報 5 4 巻 2 号所収）に基づき，【 3 - 1 9 】 から【 3 - 2 3 】 は，「平成 1 2 年における刑事事件の概況（下）」（法曹時報 5 4 巻 3 号所収）に基づき，【 3 - 2 4 】 は，「裁判所データブック 2 0 0 1」に基づき，それぞれ作成した。

検察庁の終局処分別内訳

年次	起訴	不起訴	家裁送致
平成8年	1,122,399 (54.0)	677,479 (32.6)	276,852 (13.3)
9	1,154,590 (55.0)	650,265 (31.0)	295,151 (14.1)
10	1,128,503 (53.2)	695,630 (32.8)	295,924 (14.0)
11	1,139,334 (51.8)	781,584 (35.6)	277,085 (12.6)
12	1,035,182 (47.5)	884,700 (40.6)	261,591 (12.0)



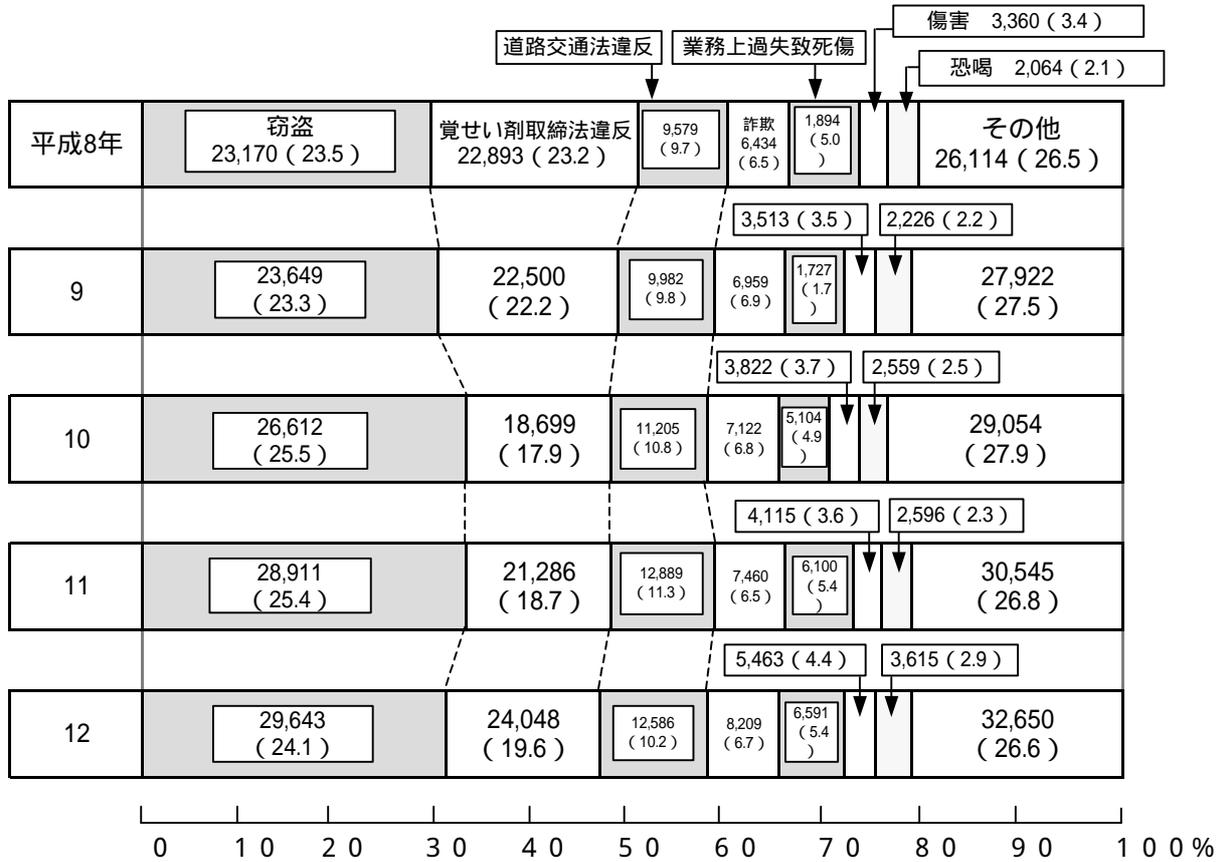
- (注) 1 検察統計年報による。
 2 ()内は%である。

手続別起訴人員

年次 \ 区分	総 数	公判請求	略式命令請求
平成 8 年	(100.0) 1,122,399	(8.8) 98,508	(91.2) 1,023,891
9	(100.0) 1,154,590	(8.8) 101,478	(91.2) 1,053,112
10	(100.0) 1,128,503	(9.2) 104,177	(90.8) 1,024,326
11	(100.0) 1,139,334	(10.0) 113,902	(90.0) 1,025,432
12	(100.0) 1,035,182	(11.9) 122,805	(88.1) 912,377

- (注) 1 検察統計年報による。
 2 交通事件の即決裁判請求人員はない。
 3 ()内は%である。

公判請求人員の主要罪名内訳



(注) 1 検察統計年報による。
 2 「道路交通法違反」には自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を含む。
 3 ()内は%である。

刑事訴訟事件の処理状況（全裁判所）

区分 年次	新受人員	既済人員	未済人員	既済率 (%)
平成 8 年	1,118,335	1,116,417	32,264	97.2
9	1,149,613	1,149,652	32,225	97.3
10	1,119,596	1,117,549	34,272	97.0
11	1,134,807	1,129,636	39,443	96.6
12	1,032,429	1,029,968	41,904	96.1

- (注) 1 司法統計年報による延べ人員である。
2 既済率は、 $\frac{\text{既 済 人 員}}{\text{前年未済人員} + \text{新受人員}} \times 100$ により算出した（以下同じ。）。

通常第一審事件の処理状況（地裁）

区分 年次	新受人員	既済人員	未済人員	既済率 (%)
平成 8 年	73,145	72,884	19,390	79.0
9	75,834	75,086	20,138	78.9
10	77,496	76,795	20,839	78.7
11	85,016	81,295	24,560	76.8
12	94,141	91,531	27,170	77.1

（注） 司法統計年報による延べ人員である。

通常第一審における終局人員の審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔（地裁）

裁判所	区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平均 審理期間 (月)	平均 開廷回数 (回)	平均 開廷間隔 (月)
			1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	3年を 超える			
地 裁	平成 8 年	(100.0) 54,880	(2.8) 1,537	(40.8) 22,383	(29.9) 16,394	(20.1) 11,005	(4.7) 2,569	(1.2) 684	(0.3) 138	(0.3) 170	3.2	2.8	1.1
	9	(100.0) 57,301	(2.6) 1,467	(42.3) 24,248	(29.4) 16,860	(19.2) 11,000	(4.6) 2,625	(1.4) 807	(0.2) 135	(0.3) 159	3.1	2.8	1.1
	10	(100.0) 58,257	(2.4) 1,399	(40.2) 23,416	(30.9) 18,020	(19.9) 11,592	(4.9) 2,840	(1.3) 751	(0.2) 109	(0.2) 130	3.1	2.7	1.1
	11	(100.0) 61,640	(2.0) 1,215	(39.6) 24,405	(31.7) 19,524	(20.1) 12,371	(5.0) 3,100	(1.2) 759	(0.2) 125	(0.2) 141	3.2	2.7	1.2
	12	(100.0) 68,190	(2.0) 1,355	(36.3) 24,763	(33.9) 23,111	(21.4) 14,601	(4.9) 3,323	(1.1) 761	(0.2) 132	(0.2) 144	3.2	2.7	1.2

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる実人員である。
 2 平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。
 3 ()内は%である。

通常第一審における終局人員の合議・単独別平均審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔
(地裁)

区分 年次	平均審理期間(月)				平均開廷回数(回)				平均開廷間隔(月)			
	合議			単独	合議			単独	合議			単独
	総数	法定	裁定		総数	法定	裁定		総数	法定	裁定	
平成8年	8.4	6.7	17.3	2.8	6.2	5.0	12.8	2.5	1.4	1.3	1.4	1.1
9	8.2	6.7	15.3	2.7	6.1	4.9	11.7	2.5	1.3	1.4	1.3	1.1
10	8.0	7.0	13.7	2.7	5.7	4.9	10.0	2.4	1.4	1.4	1.4	1.1
11	8.0	6.9	14.5	2.7	5.9	5.0	11.3	2.4	1.4	1.4	1.3	1.1
12	8.1	7.1	14.0	2.8	6.1	5.3	10.8	2.4	1.3	1.3	1.3	1.2

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
2 平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

通常第一審における終局人員の主要罪名別平均審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔（地裁）

区分	罪名	通常第1審事件全体	現住建造物等放火	贈・収賄	強姦・同致死傷	殺人	傷害	傷害致死	業務上過失致死傷	窃盗	強盗・同致死傷	詐欺	業務上横領	公職選挙法違反	銃砲刀剣類所持等取締法違反	覚せい剤取締法違反	税法違反	道路交通法違反
	年次																	
平均審理期間（月）	平成8年	3.2	6.4	7.9	5.4	8.9	3.4	7.3	3.9	3.1	6.5	4.0	4.2	3.9	4.6	2.4	9.6	2.3
	9	3.1	6.2	9.0	5.6	8.8	3.3	8.0	3.7	3.2	5.9	3.9	4.2	9.1	4.9	2.4	10.6	2.2
	10	3.1	6.0	7.2	5.6	10.2	3.2	8.3	3.6	3.2	5.7	3.9	4.0	4.1	4.2	2.5	7.9	2.2
	11	3.2	6.3	7.7	6.0	9.7	3.1	8.1	3.5	3.2	6.0	3.9	4.1	2.9	4.5	2.5	9.3	2.2
	12	3.2	6.3	7.0	5.7	10.0	3.1	8.3	3.5	3.2	6.4	3.8	4.1	4.1	5.2	2.5	9.9	2.3
平均開廷回数（回）	平成8年	2.8	4.6	6.1	4.1	6.5	3.2	5.3	2.9	2.8	5.1	3.6	3.5	3.8	3.5	2.4	6.6	1.9
	9	2.8	4.3	8.9	4.2	6.7	3.1	5.7	2.9	3.0	4.6	3.4	3.6	4.7	3.7	2.4	6.6	1.9
	10	2.7	4.1	5.5	4.1	7.0	3.0	6.0	2.8	2.9	4.4	3.5	3.4	4.0	3.4	2.5	5.0	1.8
	11	2.7	4.4	5.5	4.3	7.1	2.9	5.4	2.7	2.9	4.9	3.4	3.7	2.9	3.5	2.4	6.3	1.8
	12	2.7	4.3	6.5	4.2	7.3	2.8	6.6	2.7	2.8	5.0	3.3	3.5	4.4	3.9	2.4	7.3	1.8
平均開廷間隔（月）	平成8年	1.1	1.4	1.3	1.3	1.4	1.1	1.4	1.3	1.1	1.3	1.1	1.2	1.0	1.3	1.0	1.5	1.2
	9	1.1	1.4	1.0	1.3	1.3	1.1	1.4	1.3	1.1	1.3	1.1	1.2	1.9	1.3	1.0	1.6	1.2
	10	1.1	1.5	1.3	1.4	1.5	1.1	1.4	1.3	1.1	1.3	1.1	1.2	1.0	1.2	1.0	1.6	1.2
	11	1.2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	1.5	1.3	1.1	1.2	1.1	1.1	1.0	1.3	1.0	1.5	1.2
	12	1.2	1.5	1.1	1.4	1.4	1.1	1.3	1.3	1.1	1.3	1.2	1.2	0.9	1.3	1.0	1.4	1.3

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
 2 「道路交通法違反」には自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を含む。
 3 平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

資料 3 - 9

通常第一審における自白事件及び否認事件の割合（％）（地裁）

区分 年次	地 裁							
	総 数		法定合議		裁定合議		単 独	
	自 白	否 認	自 白	否 認	自 白	否 認	自 白	否 認
平成 8 年	92.3	6.7	70.0	28.1	46.9	52.7	94.4	4.7
9	92.3	6.6	69.5	29.5	54.1	45.8	94.4	4.5
10	92.3	6.6	71.0	28.2	56.1	43.5	94.3	4.5
11	92.3	6.6	70.4	26.9	55.2	44.4	94.4	4.5
12	92.0	6.6	68.5	28.6	53.7	45.5	94.1	4.6

- （注） 1 司法統計年報による。
 2 自白事件と否認事件の合計が100%とならないのは、被告事件についての陳述に入らずに終局した事件があるためである。

通常第一審における自白と否認の別にみた
終局人員 1 人当たりの平均審理期間（月）（地裁）

自白・ 否認別	区分				
	年次	地 裁	法定合議	裁定合議	単 独
自 白	平成 8 年	2.7	5.1	6.8	2.5
	9	2.6	5.0	7.1	2.5
	10	2.7	5.1	7.0	2.5
	11	2.7	5.1	7.1	2.5
	12	2.7	5.2	6.9	2.6
否 認	平成 8 年	10.4	11.1	26.8	7.8
	9	10.8	10.9	25.0	8.6
	10	10.0	11.8	22.4	7.6
	11	10.2	12.2	23.7	7.6
	12	9.8	12.3	22.5	7.2
通常第一 審 事件全体	平成 8 年	3.2	6.7	17.3	2.8
	9	3.1	6.7	15.3	2.7
	10	3.1	7.0	13.7	2.7
	11	3.2	6.9	14.5	2.7
	12	3.2	7.1	14.0	2.8

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
2 通常第一審事件全体には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

資料 3 - 1 1

通常第一審における自白と否認の別にみた平均開廷回数（回）（地裁）

自白・ 否認別	区分	地 裁	法定合議	裁定合議	単 独
	年次				
自 白	平成 8 年	2.4	3.6	4.5	2.3
	9	2.4	3.5	4.9	2.3
	10	2.3	3.5	4.6	2.2
	11	2.3	3.5	4.8	2.2
	12	2.3	3.6	4.7	2.2
否 認	平成 8 年	8.2	8.5	20.1	6.5
	9	8.3	8.2	19.7	6.7
	10	7.9	8.5	16.9	6.5
	11	8.2	8.9	19.4	6.4
	12	7.8	9.2	18.1	6.0
通常第一 審 事件全体	平成 8 年	2.8	5.0	12.8	2.5
	9	2.8	4.9	11.7	2.5
	10	2.7	4.9	10.0	2.4
	11	2.7	5.0	11.3	2.4
	12	2.7	5.3	10.8	2.4

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
 2 通常第一審事件全体には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

通常第一審における自白と否認の別にみた
終局人員 1 人当たりの平均取調証人数 (人)

(地裁)

自白・ 否認別	区分				
	年次	地 裁	法定合議	裁定合議	単 独
自 白	平成 8 年	0.7	1.1	1.5	0.7
	9	0.7	1.0	1.4	0.7
	10	0.7	1.0	1.3	0.7
	11	0.7	1.0	1.5	0.6
	12	0.7	1.0	1.3	0.7
否 認	平成 8 年	3.2	3.2	8.3	2.5
	9	3.2	2.9	8.6	2.4
	10	2.9	3.1	6.4	2.4
	11	3.1	3.4	7.8	2.3
	12	2.8	3.3	6.7	2.2
通常第一 審 事件全体	平成 8 年	0.9	1.6	5.1	0.8
	9	0.9	1.6	4.7	0.7
	10	0.8	1.6	3.5	0.7
	11	0.8	1.6	4.3	0.7
	12	0.8	1.7	3.7	0.7

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
2 通常第一審事件全体には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

通常第一審における自白と否認の別にみた終局人員1人当たりの審理段階別平均審理期間及び平均開廷間隔
(地裁)(平成12年)

自白・否認別		自 白					否 認				
		平均審理期間(月)			平均開廷間隔(月)		平均審理期間(月)			平均開廷間隔(月)	
裁判所	区分	受理から 終局まで	受理から 第一回 公判期日 まで	第一回 公判期日 から終局 まで	受理から 終局まで	第一回 公判期日 から終局 まで	受理から 終局まで	受理から 第一回 公判期日 まで	第一回 公判期日 から終局 まで	受理から 終局まで	第一回 公判期日 から終局 まで
	法定合議	5.2	1.9	3.3	1.4	0.9	12.3	2.0	10.3	1.3	1.1
	裁定合議	6.9	2.3	4.6	1.5	1.0	22.5	2.6	19.9	1.2	1.1
	単 独	2.6	1.6	1.0	1.2	0.5	7.2	1.8	5.4	1.2	0.9

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

通常第一審における終局人員の終局区分（地・簡裁総数）

区分 年次	終局人員	有罪								無罪	公棄 訴訟却	その他
		総数	死刑	懲役	禁錮	罰金	拘留	科料	刑の免除			
平成8年	(100.0) 64,421	(98.0) 63,151	(0.0) 1	(92.7) 59,692	(3.8) 2,478	(1.4) 910	(0.1) 65	(0.0) 3	(0.0) 2	(0.1) 54	(0.2) 131	(1.7) 1,085
9	(100.0) 66,905	(98.1) 65,613	(0.0) 3	(92.9) 62,139	(3.5) 2,337	(1.6) 1,060	(0.1) 72	(0.0) 2		(0.1) 67	(0.2) 141	(1.6) 1,084
10	(100.0) 68,953	(97.9) 67,532	(0.0) 7	(92.6) 63,854	(3.5) 2,436	(1.7) 1,164	(0.1) 66	(0.0) 3	(0.0) 2	(0.1) 61	(0.2) 131	(1.8) 1,229
11	(100.0) 73,402	(97.9) 71,891	(0.0) 8	(92.4) 67,826	(3.6) 2,664	(1.8) 1,310	(0.1) 80	(0.0) 3		(0.1) 56	(0.2) 162	(1.8) 1,293
12	(100.0) 79,710	(97.7) 77,891	(0.0) 14	(92.0) 73,304	(3.8) 2,995	(1.9) 1,503	(0.1) 70	(0.0) 4	(0.0) 1	(0.1) 42	(0.2) 165	(2.0) 1,612

- （注） 1 司法統計年報による実人員である。
 2 主文複数の場合及び併科刑がある場合には、刑法10条の規定による重い方の刑のみを計上した。
 3 「その他」は免訴，管轄違い，移送，正式裁判請求の取下げ等である。
 4 ()内は%である。

検察審査会の事件の処理状況

区分 年次	新 受			既 済				未 済	建 議 ・ 勧 告
	総 数	申 立	職 権	総 数	起訴相当・ 不起訴不当	不起訴 相当	その他		
平成 8 年	1,384	1,266	118	1,375	77	1,104	194	634	
9	1,200	1,092	108	1,328	67	1,028	233	506	
10	1,205	1,080	125	1,149	65	843	241	562	2
11	1,614	1,484	130	1,307	83	981	243	869	1
12	1,880	1,765	115	1,949	108	1,468	373	800	2
昭和24年 ～平成12年 累計	(100.0) 134,577	(90.3) 121,501	(9.7) 13,076	(100.0) 133,777	(12.1) 16,216	(52.5) 70,183	(35.4) 47,378		540

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。
 2 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による延べ人員である。
 3 「昭和24年～平成12年累計」の「申立」のうち41,354人、「起訴相当・不起訴不当」のうち10,106人及び「その他」のうち31,248人は、東京第一検察審査会の政治資金規正法（量的制限）違反事件関係である（平成4,5年新受，同5年既済）。
 4 「その他」は、申立却下，移送及び審査打切りである。
 5 ()内は%である。

審査事件の刑法犯主要罪名別受理人員

罪名	年度	平成 12 年		昭和24年～平成12年累計		
	区分	新受人員	%	施行以来 の人員	%	施行以来 の順位
総 数		1,672	(88.9) 100.0	82,097	100.0	
業務上 過失致死傷		449	(23.9) 26.9	14,009	17.1	1
文書偽造		245	(13.0) 14.7	8,737	10.6	3
職権濫用		168	(8.9) 10.0	5,410	6.6	4
傷害・同致死		147	(7.8) 8.8	5,405	6.6	5
詐 欺		124	(6.6) 7.4	10,363	12.6	2
窃 盗		65	(3.5) 3.9	4,917	6.0	6
虚偽告訴等		65	(3.5) 3.9	1,403	1.7	15
名誉毀損・侮辱		47	(2.5) 2.8	2,383	2.9	11
偽 証		45	(2.4) 2.7	3,361	4.1	9
業務上横領		41	(2.2) 2.5	3,462	4.2	8
その他		276	(14.7) 16.5	22,647	27.6	

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる延べ人員である。
 2 「職権濫用」には特別公務員暴行陵虐・同致死傷を、「窃盗」には不動産侵奪を含む。
 3 %は刑法犯新受人員総数に対する割合である。ただし、()内は、平成12年の新受人員総数1,880人(刑法犯1,672人・特別法犯208人)に対するものである。

原不起訴裁定理由別にみた検察審査会の議決結果

年次	原不起訴裁定理由				起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分				
	議決結果	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当
平成 8 年		(100.0) 1,181	(0.6) 7	(5.9) 70	(93.5) 1,104	(100.0) 305	(0.3) 1	(7.9) 24	(91.8) 280	(100.0) 564	(1.1) 6	(6.9) 39	(92.0) 519
9		(100.0) 1,095		(6.1) 67	(93.9) 1,028	(100.0) 299		(7.7) 23	(92.3) 276	(100.0) 440		(9.1) 40	(90.9) 400
10		(100.0) 908	(0.1) 1	(7.0) 64	(92.8) 843	(100.0) 307	(0.3) 1	(9.1) 28	(90.6) 278	(100.0) 385		(9.4) 36	(90.6) 349
11		(100.0) 1,064	(0.1) 1	(7.7) 82	(92.2) 981	(100.0) 329		(9.7) 32	(90.3) 297	(100.0) 479	(0.2) 1	(10.4) 50	(89.4) 428
12		(100.0) 1,576	(0.2) 3	(6.7) 105	(93.1) 1,468	(100.0) 297	(0.7) 2	(9.4) 28	(89.9) 267	(100.0) 566		(13.3) 75	(86.7) 491
年次	原不起訴裁定理由				罪 と な ら ず				そ の 他				
	議決結果	嫌 疑 な し	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	総 数	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当	総 数	起訴相当	不起訴不当
平成 8 年		(100.0) 125		(4.8) 6	(95.2) 119	(100.0) 152			(100.0) 152	(100.0) 35		(2.9) 1	(97.1) 34
9		(100.0) 133		(1.5) 2	(98.5) 131	(100.0) 202			(100.0) 202	(100.0) 21		(9.5) 2	(90.5) 19
10		(100.0) 147			(100.0) 147	(100.0) 63			(100.0) 63	(100.0) 6			(100.0) 6
11		(100.0) 185			(100.0) 185	(100.0) 52			(100.0) 52	(100.0) 19			(100.0) 19
12		(100.0) 531		(0.2) 1	(99.8) 530	(100.0) 167			(100.0) 167	(100.0) 15	(6.7) 1	(6.7) 1	(86.6) 13

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる延べ人員である。
 2 「その他」は、刑事未成年、心神喪失、時効完成等である。
 3 ()内は%である。

原不起訴裁定理由別にみた起訴相当・不起訴不当事件の検察官の事後措置

年次	原不起訴裁定理由 事後措置				起 訴 猶 予				嫌 疑 不 十 分			
	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)
平成 8 年	186	16	170	8.6	24	10	14	41.7	161	6	155	3.7
9	84	22	62	26.2	28	15	13	53.6	47	7	40	14.9
10	59	17	42	28.8	19	9	10	47.4	39	8	31	20.5
11	77	29	48	37.7	27	15	13	55.6	50	14	35	28.0
12	100	34	66	34.0	39	20	19	51.3	60	14	46	23.3
昭和24年～平成12年累計	15,855	1,111	14,744	7.0								
年次	原不起訴裁定理由 事後措置				罪 と な ら ず				そ の 他			
	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)	総 数	起 訴	不起訴 維持	起訴率 (%)
平成 8 年	1		1									
9	7		7						2		2	
10									1		1	
11												
12	1		1									

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる延べ人員である。
 2 「昭和24年～平成12年累計」の「総数」の「不起訴維持」のうち10,230人は、平成5年(10,106人)及び同8年(124人)の東京第一検察審査会の政治資金規正法違反事件関係である(原不起訴裁定理由はいずれも「嫌疑不十分」)。
 3 「その他」は刑事未成年,心神喪失,時効完成等である。

事案複雑等を事由とする長期係属実人員の係属期間別分布状況

(高裁・地裁)(平成12年末現在)

係属期間 裁判所	総 数	3年以内	5年以内	10年以内	10年を超える
高 裁	(100.0) 22	(59.1) 13	(27.3) 6	(13.6) 3	
地 裁	(100.0) 210	(49.5) 104	(29.0) 61	(18.1) 38	(3.3) 7

(注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる。

2 ()内は%である。

事案複雑等を事由として審理期間が3年を超えた終局事件の審理段階別所要期間
 (地裁) (平成12年)

審理段階	所要期間	終局事件数	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	6年以内	7年以内	8年以内	9年以内	10年以内	10年を超える
			受理から第1回公判期日まで	32	20	7									
第1回公判期日から冒頭陳述まで	59														
冒頭陳述から証人調べ開始まで	35	22	2												
証人調べ開始から証拠調べ終了まで	59		1	1	4	20	24	2	3	3				1	
証拠調べ終了から結審まで	47	11	1												
結審から終局裁判まで	39	20													
受理から終局裁判まで								31	14	6	5	2			1

(注) 最高裁事務総局刑事局調べによる件数建てである。

資料 3 - 2 1

事案複雑等を事由として審理期間が3年を超える長期係属事件の罪名別係属年数
(地裁)(平成12年末現在)

罪 名	係属年数	係属事件数	3年を超える	4年を超える	5年を超える	6年を超える	7年を超える	8年を超える	9年を超える	10年を超える	15年を超える
総 数		74	29	16	14	3	6	1	1	3	1
殺 人		20	10	1	9						
強盗・同致死傷		10	4	4	2						
詐 欺		8	5	1				1		1	
税法違反		8	1	4	1	2					
法人税法違反		2		1	1						
所得税法違反		2	1			1					
地方税法違反		2		2							
相続税法違反		1		1							
関税法違反		1				1					
商 法 違 反		5	1	2		1			1		
贈 ・ 収 賄		4					3			1	
業務上過失致死傷		4		2			2				
爆発物取締罰則違反		3					1			1	1
傷 害 致 死		2	2								
背 任		2	1	1							
その他		8	5	1	2						

- (注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる件数建てである。
2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

事案複雑等を事由として審理期間が3年を超えた終局事件の係属年数別平均開廷回数
(地裁)

年次 \ 係属年数	終局事件全体	3年を超える	4年を超える	5年を超える	6年を超える	7年を超える	8年を超える	9年を超える	10年を超える
平成8年	39.0	30.1	40.9	45.9	51.7	54.3	71.0	86.0	79.0
9	41.2	31.6	35.4	40.7	50.7	52.7	57.0	87.0	109.7
10	42.8	32.8	33.4	46.0	54.0	63.5	86.0		103.3
11	46.8	32.6	32.7	43.8	69.7	71.0	161.0		86.0
12	43.3	30.0	55.0	62.3	51.2	69.5			85.0

(注) 最高裁事務総局刑事局調べによる件数建てにより算出。

事案複雑等を事由として審理期間が3年を超える長期係属事件の
1月当たりの平均開廷回数
(地裁)(平成3年～12年各年末現在)

回数 年数	係属 事件数	1月当たりの平均開廷回数				
		0.5回未満	0.5回以上	1回以上	2回以上	3回以上
平成3年	(100.0) 126	(11.9) 15	(67.5) 85	(19.8) 25	(0.8) 1	
4	(100.0) 119	(9.2) 11	(72.3) 86	(16.0) 19	(2.5) 3	
5	(100.0) 118	(8.5) 10	(68.6) 81	(19.5) 23	(3.4) 4	
6	(100.0) 114	(14.9) 17	(66.7) 76	(15.8) 18	(2.6) 3	
7	(100.0) 120	(9.2) 11	(70.0) 84	(19.2) 23	(1.7) 2	
8	(100.0) 122	(13.9) 17	(67.2) 82	(17.2) 21	(1.6) 2	
9	(100.0) 97	(21.6) 21	(55.7) 54	(20.6) 20	(2.1) 2	
10	(100.0) 110	(16.4) 18	(52.7) 58	(26.4) 29	(4.5) 5	
11	(100.0) 96	(15.6) 15	(50.0) 48	(31.3) 30	(3.1) 3	
12	(100.0) 74	(14.9) 11	(48.6) 36	(33.8) 25	(2.7) 2	

(注) 1 最高裁事務総局刑事局調べによる件数建てである。
2 ()内は%である。

資料 3 - 2 4

諸外国の刑事第一審事件における平均審理期間の比較

(単位： 月)

	アメリカ(連邦)	イギリス ¹	ドイツ	フランス	日本
刑事	5.9 (中位数)	3.1	6.1 (地裁) 4.2 (区裁)	・・・	3.2 (地裁平均) 2.2 (簡裁平均)

1 イギリスは、イングランド及びウェールズを対象とする。

1 日本

2000年の統計(最高裁調査)

地裁における自白事件の平均審理期間は2.7月、否認事件については9.8月

2 アメリカ

2000年9月30日現在における全事件(被告人の数は75,071人)の起訴状が裁判所に提出されてから最終処分(判決, 公訴棄却)までの期間の中位数。陪審審理に至った事件(2,981人)の審理期間の中位数は10.9月。

州については全米規模の統計はない。参考までにニュージャージー州上位裁判所(Superior Court)における平均審理期間(2000年度)は3.8か月である。

3 イギリス

1999年度の刑事法院(Crown Court)への事件の送付手続からトライアル開始までの期間の平均(13.4週)。有罪答弁の場合には2.3月(10.2週)、無罪答弁の場合には4.3月(18.6週)。

4 ドイツ

1999年度における少年事件も含んだ全事件の起訴から終局(判決, 手続打切等)までの平均審理期間。

5 フランス

参考までに1999年度に予審が終了した事件について、予審終了までの期間は重罪について16.9月、軽罪については16.4月である。